4

00925 報 (号外)第56号 昭和27年12月26日 金曜日 鳥 取 県 公

條

鳥取県税條例の一部を改正する條例をことに公布す 昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県知事

尾

愛 治 例

◇條例 Ħ 次

戦員の給与に関する條例の一部改正鳥取県税條例の一部改正

改正 特別職の職員等の旅費等に関する條例の 特別職の職員等の給与に関する條例の 部

鳥取県條例第五十五号

鳥取県稅條例(昭和二十五年九月鳥取県條例 の一部を次のように改正する。 鳥取県税條例の一部を改正する條例 第 Ŧī. +-

納付すべき納税者並びに遊興飲食税の特別徴收義務者」 第十六條第二項中「入場稅の特別徵收義務者又は申告

を「入場稅又は遊興飲食稅の特別徵收義務者又は申告納

付すべき納税者」に改める。 第二十三條に次の二項を加える。

6 みなして入場税を課する。 件の数量等を標準とし、当該施設の経営者を利用者と ては、前條の規定にかかわらず当該施設に係る利用物 法施行規則第一條の二に規定する施設の利用に対し

更を生じた場合においては、その変更した日から五日 知事に提出しなければならない。 る日前七日までに左に掲げる事項を記載した申告書を 以内にその変更事項を届け出なければならない 前項の経営者は、当該施設の経営を開始しようとす 申告をした事項に変

和四年四月十五日第三種郵便物認可

N.

7

四

種類別の利用料金

経営者の住所及び氏名叉は名称

六 五

経営期間

前各号に掲げるも

Ø

と認める事項

3	昭和2	003 年12月26日 金曜日 - 鳥 - 取 - 県 - 公 - 報 (号外) 第	
	將囲 祺恭 会会 所所	設ら場ビ風 射 にそン船 類のゴゲ 的 す他ゲー るとーム 場 施れム場	
五四級紀	1三二一 吸級級級	七六五四三二一 五四三二 十十十十十 七六五四三二一 五四三二一十九八 級級級級級級級 級級級級級 級 級級級級級級級級級	七六五四 級級級級
! ! 1)	・ // 一盤につき月額	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	<i>u </i>
	二三四五 百百百百 月円円円	$\overline{\mathbf{L}}$ \mathbf	
(入場税の特別徴收義務者)	第二十七條を次のように改める。第六項」を加える。	一日 日 入 納 る 、 に お 第 條 の 次 場 は 以 入 納 る 。	港として事施設の所在前項の表の

し左の各号に掲げる者から料金を徴收する場合におい課税標準とするものにあつては百分の五十とする。但二十四條 入場税の税率は、入場料金叉は利用料金を 第二十四條を次のように改める。 第二種の場所へ入場する者 施設の種類及び利用物件の数量 経営施設の所在地及び名称 純舞踊、雅樂、文樂、又は能樂を研究発表する の外知事において必要があ 声樂等の純音樂、純オペ $\mathbf{2}$ パ まあじやん場 チンコ場 施設の種類 左の表の上欄に掲げる施設につき、 五 学生又は生徒で法施行規則第 どとに下欄に掲げる金額とする。 前條第六項の規定によつて課する入場税の税率は、 運動競技の施設を利用する者 うものを含まない。 運動競技(競馬、 五四三二一 級級級級級 五四三二一 級級級級級 等級 \smile 競輪その他射こう的な行爲を伴 台に 台につき月 卓につき月額 の観覧のため競技場へ入場す 0 條の三に規定する 中欄に掲げる等級 千千 五八 三五 五八 三五 百百千百百 百百千百百 円円円円円 円円円円円 千千 五八 三五 百百千百百 千百百 円円円

昭和27年12月26日 金曜日 鳥 取 県 公 報(号外) 第56号

ては百分の二十とする。

もつばら交響樂、

器樂、

第二十四條 (入場税の税率)

会場に無賞のため入場する者 の規定により助成の措置を講じられた無形文化財を 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)

公開する会場に鑑賞のため入場する者

項に規定する者の外入場稅の徵收に便宜を有する者を

知事において必要があると認める場合においては前

入場稅の特別徵收義務者は主催者等とする。

ならない

第二十七條

Kar.

入場税の特別徴收義務者は、

その

報 (号外) 第 56 号

第二十七條の次に次の一條を加える。

る入場又は利用に対する入場稅を徴收しなければなら

前二項の特別徴收義務者は当該場所又は施設におけ

徴收すべき入場税に係る第一種若しくは第二種の場所 表示しなければならない。 又は第三種の施設のうち、 除を受けた者は、当該催しの行われる場所のうち公衆 別徴收すべき入場稅額及び入場料又は利用料の金額を の見易い箇所にその徴收すべき入場料の金額及び当該 入場稅を免除せられたものである旨を表示しなけ 第二十五條第一項第一号の規定によつて入場稅の免 公衆の見易い箇所にその特 n

> 又は第三十六條の規定によつて領收証を」を「入場券又 は利用券を」に改める。 第二十九條第一項但書を削り同條第二項を次のよろに 第二十八條第一項中「入場券若しくは利用券を交付し

改める。

請書」を「入場券(利用券) 定する用紙(以下本條中「用紙」という。)」に、 加え、「及び第三十六條に規定する場合」を削る。 第三十三條第二項中「の入場券及は利用券」を「に規 第三十二條中「同條第二項」の下に「及び第六項」を 相当額の四割以上の額において知事が定める額とする。 前項の規定によつて予納する入場稅額は、 用紙交付申請書」 交付した 一に改め、 一申

同條に次の二項を加える。 提出があつた場合において交付の必要があると認める ときは用紙を交付する。 前項の入場券(利用券)用紙交付申請書 この場合におい て知事は、 Ø

紙又は入場券若しくは利用券の数を確めた上でなけれ納入していること及びその時までに使用していない用 ばこれを交付しないものとする。 する時までに納入しなければならない納入金の全額を の各号に掲げる場合を除き主催者等が当該用紙を交付

申請する場合 新たに特別徴收義務者となつた者が用紙の交付を

公

催者等が用紙の交付を申請するときまでに、 られる場合 入すべき納入金を納入することが著しく困難と認め 天災、盜難、 その他とれらに類する事由 により その納 主

 \equiv 滯納処分の執行猶予若しくは執行停止を受けて に納入すべき納入金について徴收猶予をうけ、 期間を満了していない場合又は当該納入金について 特別徴收義務者が用紙の交付を申請するときまで 猶予 V る

昭和27年12月26日 金曜日 鳥 取 県

け 知事は第二十九條の規定によつて入場稅を予納 ればならない 主催者等に第一項に規定する用紙を交 しな

> するまで、当該用紙を交付しないものとする。 付する場合においては、 当該主催者等が予納金を納付

ある場合」を「指定席券のみによつて入場させる場合」 に改め「又は利用券」を削る。 び指定席券によつて入場させる場合その他特別の事情が 一項中「前売券によつて入場させ又は利用させる場合及 第三十四條の見出し中「又は利用券」を削り、 同條第

「当該入場券又は利用券」を「当該入場券用紙」 同條第三項中「入場券又は利用券」を「入場券」に、 に改め

を利用」及び「又は利用券」を削 第三十五條及び第三十六條を次のように改 る。 80

同條第四項中「又は利用者」「し、

叉は第三種の施設

(入場券又は利用券用紙の返納)

第三十五條 場券又は利用券用紙を別記様式第二十 することが必要でなくなつた場合におい (利用券) 主催者等は、 用紙返納書により知事に返さなけ 入場券叉は利用券用紙を使用 一号による入場 て は、 当該入 ればな

A

3

宿泊所、

寮、

クラブその他これらに類する場所にお

M.

,60

食する場合において、

当該遊興又は飲食につい

て料金 当該

て前條に規定する遊興义は飲食に類する遊興义は飲

場所の経営者

を問わず経営者とみなすべき者を含む。)を同僚の行

(管理者その他何らの名儀をもつてする

の定めがないときは、その場所を同僚の場所と、

公報(号外)第56号 県

昭和27年12月26日 金曜日 鳥 取

る日前七日までに左に掲げる事項を記載した申告書を

知事に提出

しなければならない。

申告した事項に変更

前

項の経営者は、

爲者とみなして、

これに対し遊興飲食税を課する。

当該場所の経営を開始しようとす

_ 経営場所 経営者の住所及び氏名又は名称 の種類、 名称及び所在地

内にその変更事項を届け出なければならない

を生じた場合においては、その変更した日から五日以

70 == 経営場所の構造その他設備の概要 從業者の種類及び人員

開始年月日

六 五

前各号に掲げるものの外知事において必要がある

第三十九條 條第五項」に改める。 を「記載の最終日から」に改める。 を「又は利用券」に改め、 第三十六條 (入場料金等の表示義務及び入場券等の切取等の義務違 第三十九條見出し及び第一項を次のように改める。 同條第二項中「記載日の属する年の翌年から起算して」 第三十八條第一項第二号中「利用券若しくは領收証」 第三十七條中「法第八 反に関する罪) 左の各号の一に該当する者は一年以下の 削除 十四條第三項」を 「若しくは利用券」を削る。 「法第八十四 黴

用料金等の表示をしなかつた者 第二十七條の二の規定に違反して入場料金叉は利 第三十四條第三項の規定に違反して入場券に檢查

役又は十万円以下の罰金に処する。

済証印を受けない でこれを交付した者

四項 の規定に違反して切り 取るべ

> 四 に返さなかつた者 いて記載をせず又は虚偽の記載をした者 前條の規定に違反して帳簿に記載すべき事項につ

入場券の

一半を切り取らず、

又は他の一半を入場者

の下に による申告書をそれぞれ」を加える。 る課税標準額及び税額について別記様式第二十五号の二 月五日までに前月一日から同月末日までの期間中におけ 本文の規定に該当する場合においては」を、 第四十條中「納稅者は、」の下に「第二十三條第二項 「同條第六項の規定に該当する場合においては每 「申告書をし

納入し」の下に「、又は納付し」を加える。 第四十二條中 「納入書」の下に「又は納付 を、

第四十四條に次の三項を加える。

全部又は一部がその飲食する者の持込に係るものであ 価として通常支払うべき料金を同條の料金とみなして るときは、 これに対し遊興飲食税を課 前條の場所において飲食する場合におい 当該場所に おける当該飲食物につきその対 す て飲食物

18

第四十四條の二に次の一項を加える。 もつぱらめん類、 と認める事項 茶菓その他これに類するもの

改める。 に改め、 第四十五條第二号中「百分の四十」を「百分の二十 のみに係るものに対しては、遊興飲食税を課さない 百円以下であり、且つ一品の価格が五十円以下のもの の條件をみたす場所における飲食で一人一回の料金が 供する場所又は大衆食堂のうち法施行規則第一條の四 同條第三号中「百分の二十」 を「百分の十」に を提

第四十六條に次の但書を加える。

課する場合その他特別の必要があつて知事が指定する場 但し、 第四十四條第三項の規定によつて遊興飲食税を

合におい ては申告納付の方法による。

項を第三項とし第二項として次の一項を加える。 第四十七條第二項中 「前項」を「前二項」に改 Ø, 同

前項に規定する者の外遊與飲食税の徴收に便宜を有す 知事に おい て必要があると認める場合においては、 The same

6 1

)は、每月十日までに前月一日から同月末日

「納稅者」

昭和27年12月26日 金曜日 鳥取県公報(号外)第56号

昭和27年12月26日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第56号 第四十八條の二 第四十六條但書の規定によつて遊興飲 (遊興飲食税の申告納付) という。 らな その申告した税金を納付書によつて納付しなければな することができる。 式第二十五号の二による申告書を知事に提出 までの期間に係る課稅標準額及び稅額について別記樣 食税を申告納付すべき納税者(以下本節中 第四十八條の次に次の一條を加える。 ては、 50

但し知事に

おいて必要があると認める場合に

別に課税標準額の算定期間及び納期を指定

(法第百十四條の二第二項の場所の特別徴收義務者とし 第四十九條の次に次の一條を加える

第四十九條の二 提供しようとする飲食物の品名、 徴收義務者は、 ての申告等) 前條第一項の登録を申請する場合に、 法第百十四條の二第二項の場所の特別 單価、 見込数量及び

 $\mathbf{2}$ 載した申告書を知事に提出しなければならない 価格その他知事において必要があると認める事項

を記

る者を特別徴收義務者に指定することができる。

- おいてはその旨を通知しなければならな 法第百十四條の二第二項の場所であると認めた場合に 知事は前項の申告があつたものについて当該場所 が
- いては、 にこのことを知事に申告しなければならない。 の二第二項の場所に該当しないこととなつた場合に 前項 の通知を受けた者は、 その該当しないこととなつた日から十 当該場所が法第百十四 · 日 以 內 to

Ę 及び

公衆の見易い箇所に表示しなければならない。 の価格及び当該飲食に遊興飲食税額を当該場所 る飲食に係るすべての提供品名についてそれぞれ 第二項の場合の特別徴收義務者は、 当該場所 のう K 一品 お け

第五十二條第一項第三号を次のように改める。 遊與飲食又は宿泊の料金(税率の適用区分に よっ

て区分した金額(法第百十四條の二の規定による非 課稅分を含む。

同條第三項中「属する年の翌年から起算して」を 最

終日から」に改める。

第五十二條の次に次の一條を加える

(遊興飲食税の納税者の帳簿記載及び保存の義務)

第五十二條の二 遊興飲食稅の納稅者は、 月左に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。 帳簿を備え毎

遊興飲食の年月日

遊興飲食をした者の住所氏名又は数

四 該飲食物の材料の買入価格、 経営者の提供した飲食物の品名及び数量並びに当 区分にしたがつて区分した金額及びその算定基礎 遊興飲食に要した経費についてその種類別に税率 買入年月日、売渡人の

五. 前各号に掲げるものの外知事において必要があ

住所及び氏名又は名称

と認める事項

第五十三條の見出し及び第一項を次のように改める。 前項の帳簿は、 ればならない。 その記載の最終日から五年保存しな

(法第百十 四條の二第二項の場所 の特別徴收義務者の表

> 違反に関する罪) 示等の義務及び遊興飲食税に係る帳簿記載等の義務の

第五十三條 懲役又は十万円以下の罰金に処する。 第四十九條の二第三項叉は第四項の規定に違反し 左の各号の一に該当する者は、 一年以下の

た者 ついて記載をせず又は虚偽の記載をした者 前二條の規定に違反して帳簿に記載すべき事項に

第五十四條中「法第百二十四條第四項」を「法第百二

十四條第五項」に改める 第五十五條中「特別徴收義務者」の下に

「納入書」の下に「又は納付書」 を、 「又は納稅者」 「納入し」 Ø

下化了 又は納付し」を加える。

別記様式第十三号の次に次の様式を加える。

 K_{ℓ}

0

 β^{N}

昭和27年12月26日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第56号 10

様式第十三 号 の二					
	入場稅	相当額	納付命令	書	
住 所 氏 名					
納付を命ずる入 場稅相当額					
催物の種類					
催物の開催期日 及び場所					
	区分	一人当入場料金	入場人員	入場料金	税相当額
				,	
算出の基礎	:				
	計				

昭和 年 月 日附で地方税法第七十八條の規定により入場 税を発除したが調査の結果同僚の條件に違反しているので同第七十 八條の二及び県稅條例第二十五條の二の規定により上記のとおり納 付を命じまずから別に発する納額告知書により 月 日までに 納付して下さい。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏

13	昭和27年12	月26日	金曜日	鳥取	果。	公報	(号外)	第 56	号
			入場	開催又は経营等の期日	場所又は施設の名称及び所在地	島取県知事 氏 名 殿 收 者 氏名又は 名		入場祭(利用祭)用紙返納書	樣式第二十一号

	庫	場所の名	催物	汽车	昭和 ,	Development agency and a second	様式第十九号
	, 類	場所の名称及び所在地 催物の開催 年月日	0	対象三十名人場条	1 年 1	TARREST PRANCES SERVICE AND ACCOUNTS OF THE PARTY OF THE	九号
	入場料金	所在地 月 日	種類	宗体家的第三、四球の死亡でよりで出立であ 作成する入場系発行の承認方を申請します。 -	月日日息取果知事	-12-	
	(金)			になるなる	軍が	特别	
	枚			出記し	κ /)	>	
	数			宗海家四年二 - 四東の光にてより、山戸であって 作成する入場系第百の承認 方を 中請します。	2 発 が で た ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア	揚祭発	
		0 0 m			特別徴収差	介	
	-43	がいいないないないないないないないではようなものできるとなった。	が記録を	名を名	11 () ()	承認	
	如。	 田 ゆ x	r of	更多	是		
	摘					皿件	
,				Total Additional State (1990)			
					-		
	畑			-			
	\\\ \alpha = 1						

別記様式第二十四号を次のように改める。

別記様式第二十三号の次に次の様式を加える。

樣式第二十四号

		加	税 更第金》	à	通 知	書	
第	号	住	所				
昭和	年度						
	月分	氏	名				
区	5.	}	課稅核	票準額	税率及び	ば計算法	稅額等
更 正((決 定)	額					
旣申告(更	生、決定	定)額					-
增	減	額					
過少申	生		決	定 (夏	更正)	額	
不申	品加 生	章 金	旣	決	定	額	-
			增	il	烖	額	
			決	定 (9	更正)	額	
重 加	算	金	旣	決	定	額	
			增	Ò	或	額	

上記のとおり更正(決定)したので県稅條例第 條の規定によ 年 月 日までに納入(納付) つて通知しますから昭和 して下さい。

なお不足税額については昭和 年 月 日から納入(納 付)の日までの期間に応じ、不足稅額100円(100円未満切捨) につき1日4錢の割合で計算した延滯金を加算して徴收します。

月 昭和 年 H

> 名 匣 鳥取県知事 氏

様式第二十三号の二

16

6.1

14

ı	昭和	年	月分	入場	稅納作	寸申告	書		
昭和	年 月	Ħ	・納付月及び場	İ		月	日金庫(局)		
	県 知事 名	殿	経営 大名称	所又は、			-		-
	種 類			······································					
施設	名 称					THE Man analysis and property			
	所在地								
課稅標	栗準額	积	率	稅		額	摘		要
	,								
				(1)]		
	計	1		1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
納期限後	後に申告	納	期	限	昭	和	年	月	日
納付する	場合の	納納納納	関限の翌日 すの日まで	日からごの日	(2)		,ŧ		
延滯金の)計算	延	滯金	額	(3) (1)	× - 10	<u>4</u> 0.000	× (2	<u>:</u>) =
申告級	竹額			N _P					
(1) +	- (3)								

金庫(局)

別記様式第二十五号及び第二十七号中「も

100

__ を

20

100 L__ K

20

100 を

10

100

に改

め

別記様式第二十五号の

次に次の様式を加

える。

A. 1

1

17

公布する。 職員の給与に関する條例の一

八年

一月十五日

はまでにし

と読み替えるもの

とする。

和二十七年十二月二十 六日

の條例は、

飲食税についてはなお、 昭和二十七年十二月三十 ح 昭和二十八年一月 従前の例による。 日 から施行する。

一日以前の入場稅及び遊興

所の経営を開始しようとする日前七日までに」と、 所の経営者である者については同條第四項中「当該場 については同條第七項中「当該施設の経営を開始しよ V うとする日前七日までに」と、 て、 昭和二十八年一月一日から同月十四日までの間 現に第二十三條第六項の施設の経營者である者 第四十四條第三項の場 にお 法

の登録を申請する場合に」とあるのは、それぞれ「昭 者については、第四十九條の二第一項中「前條第一 第百十四條の二第二項の場所の特別徴收義務者である 項 を「千五百円」に改める。

第七條の次に次の一條を加える。

(給料の特別調整額)

第七條の二 職員の職のうち人事委員会規則で指定するものに その特殊性に基き、 人事委員会は、 第三條に規定する給料表に掲 管理又は監督の地位 K 5 あ V

られている給料額につき適正な特別調整額表を定

昭和27年12月26日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第56号 様式第二十五号の二 昭和 月日分遊興飲食稅納付申告書 年 月 昭和 日 納付月日及び場所 鳥取県知事 経 住 所 宮 氏名 又は 名 和 印 氏 名 殿 種 類 経営場所 名 称 所在地 闰 (何々) 課税対象と

夏の経費								
とり任質					計			
	区	分	遊興飲人	食員	課稅標準	額	稅	
発額の算出	税率1割用すべき	を適飲食						
31 -	税率2割すべき遊	を適用 製飲食						

計 納期限後に 期 限 年 月 昭和 H 申告納付す 納期限の翌日から納 付の日までの日数 る場合の延

申告納付額

滯金の計算

(1) + (3)

なる遊興飲

滯 延

金

額

 $(1) \times \frac{\pi}{10.000} \times (2) =$

鳥取県知事

治

鳥取県條例第五十六号 西 尾 愛

第三号)の一部を次のように改正する。 職員の給与に関する條例 職員の給与に関する條例の一部を改正する條例 (昭和二十六年二月鳥取県條例

料の特別調整額、扶養手当」に「及び夜勤手 第一條第一項及び第二條第一項中「扶養手当」を 「夜勤手当、宿日直手当、 期末手当及び勤勉手当」 当」を

第四條第三項中「四百円」 を 「六百 四 K 一千円一

改める。

部を改正する條例をここ

7 6

18 :

2

前條第二項の規定は、前項の規定による給料の特別

2

報(号外)

19		昭和	р27	年1	2月	26 E	1 5	定曜	日	鳥	Į	仅	県	公	報	(号》	外) 第 56 号
十五級	十四級	十三級	十二級	十 一 級		九級					四級	三級	二 級	一級	の職級務	号給	別 表別に額 第表い 一第い、
图1,100	三八00	三1、九00	三元 100	<u>三、</u> た0	17.100	COM 点!	001.11		で芸	X*000	五、四00	五,000	图"六00	图1900円	一号給	が 行	ー 及 で で る で 者
至六、七00	四0、1100	100	OC!! " 4!!	(111、夏(0)	14.700	图~000	11、垂至0	九、至0	七、九〇〇	六ゴ00	五、五五〇	五,100	00年、100] 景、00円	一号給		一及び別表第二を次のようて受けるべき給料、扶養手をの者に所属する前項の職
至 500	图1、八00	100年10	三、四00	11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	一八三〇	國、六〇)	000.111	九、公五0	八二五〇	₹. 500	到、\$00 年、第	五、1100	图700	250円	三号給	給	・ 扶養手当及び勤致 ・ 扶養手当及び勤致 前項の職員がそのま
五、00 2	画声、1100	宝、200	三九、五〇〇	图,1 00	九三00	1#.1100	三 賢	0.三至0	八 胃()0	六·至0	五 公吾0	五,1100	四、九〇〇	王00年,周	四号給		に 改 め る。
	四四、八〇〇	元 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				三五、八〇〇	三、沙〇	10、空	八、六至0	六、200	**************************************	重点,000	五,000	四、八00円	五号給	料	る。 動務地手 当 の 支給日現在
	四六、三〇〇	ラ、八〇〇	三、九〇〇	吴、100			1117至00	11 100	八、空	中、1至0	**:100 	五、五五〇	±. 100	四、九00円	六号給		え 月
					三、200	14,100	国"000	二至	九、芸〇	中、图00	六、图00	至、中00	± ′::00	円	七号給	月	えてはならない。
					111,500	五、公公	四、六00	111,000	九、五五〇	せ、公室の				<u>Щ</u>	八号給		ない。 ない。 かん のの
						1八、至00	無、 00	二二、四十〇	九公公				-	円	九号給	- 額	五十を乗じ
	,			,		12,100	五八〇〇	1二、九00	10、10	. 八. 				円	十号給	1134	分の五十を乗じて得た額の総額を
						-								H	十一号給		総 額 を こ

第十六條の四 第十六條の三 第十六條の二 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員 第十六條の次に次の四條を加える。 (超過勤務手当等に関する規定の適用除外) (期末手当) (宿日直手当) 職にある職員には適用しない。 び前條第一項の規定は、第七條の二第一項に規定する それぞれその日に在職する職員に支給する。 五條の勤務には含まれないものとする。 として支給する。 囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当 には、その勤務一回につき、三百六十円をこえない範 調整額について準用する。 (これらの日が日曜日に当るときは、その前日) に 前項の勤務は、第十三條、第十四條第二項及び第十 第十三條、 期末手当は、 第十四條第二項、第十五條及 六月十五日及び十二月十五

鳥 取 県 公

> 額の合計額に、支給日以前六月以内の期間におけるそ 職員が受けるべき給料、 じて得た額とする。 の者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合を乘 期末手当の額は、 それぞれその支給日現在におい 扶養手当及び勤務地手当の月 7

在職期間が三月以上六月未満の場合

百分の三十 百分の十五

三、在職期間が三月未満の場合

在職期間が六月の場合

百分の五十

(勤勉手当)

第十六條の五

勤勉手当は、

十二月十五日(この日が日

場合において、 基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この の月額との合計額に、 いて受けるべき給料の月額とこれに対する勤務地手当 に応じて、その日に支給する。 の日以前十二月以内の期間におけるその者の勤務成績 曜日に当るときは、その前日)に在職する職員に、そ 勤勉手当の額は、 前項の職員がその支給日現在にお 任命権者が人事委員会の定める

 $\mathbf{2}$

昭和27年12月26日 金曜日

任命権者が支給する勤勉手当の額の総

Ü

21	昭和27年12月26日	金曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)	第 56 号
						سبب	_		

		- par 1 / r	_		, ,	- 70	_ PBZ F			1A .	<u> </u>		714		1 / /	12.00	•
際までの期間	4 職員の昭和	に対応する給料表	額に対応するこ	適用によりに	し、その者の	により切替	関する條例	いう。)に	3 職員の昭	る。	六條の三の	4 條例」といる	2 改正後の歌	の規定は、	及び別表の	1 との條例	附
期間内の日に	昭和二十七年	給料表に定	るこの條例	切替日にお	の切替日に	日において	(以下「改	おける職務	和二十七年		規定は、昭	ら。) 第七	職員の給与	昭和二十七	改正規定並	は、公布の	則

^。) 第七條の二、第十六條の二及び第十 ||員の給与に関する條例(以下「改正後の 昭和二十七年十一月一日から適用する。 以正規定並びに附則第三項から第八項まで 公布の日から施行する。但し、第四條 昭和二十八年一月一日から施行す

この條例の附則別表に掲げる新給料月額)切替日における号給は、改正前の條例の ロにおいてその者が属していた職務の級と \$ける職務の級は、改正前の職員の給与に 二十七年十一月一日(以下「切替日」と 3替日においてその者が受けていた給料月 (以下「改正前の條例」と5う。) の適用

6

料表に定める号給とする。

一月二日以後この條例施行の

の級は、

改正前

の適

附則別表に掲げる新給料月額に対応する給料表に定め 職務の級とし、その者の当該期間内の日における号給 用により当該期間内の日においてその者が属してい る号給とする。 てその者が受けていた給料月額に対応するこの條例の は、改正前の條例の適用により当該期間内の日におい

とする。 場合においては、 その者の属する職務の級における給料の幅の中になり 前二項の規定により求められた職員の新給料月額が、 その額をもつてその職員の給料月

職員に支払われた切替日以後との條例施行の際までの 期間に係る給与は、 のとみなす。 る決定は、改正後の條例の相当規定に基い 改正前の條例の規定に基いてされた職員の給料に関す との條例施行前改正前の條例の規定に基いてすで 切替日以後この條例施行の際までの期間内に 改正後の條例の規定による給与の てされ おい たも 7

号給 0 別表第二 給料月額 **阿**阿円 用、到00 ₹**,**₩ **±,** 100 四、九00 00t.10 图 第00 五、五四 五、1100 垂**、**000 四、八00 四、六00 号給 \equiv 70 ス 元 7 긎 五. 通 給料月額 **英** せ、か00 七、六五〇 七、四〇〇 六、至 六二OO ₹,000 八三吾 さい書 六九00 六、四00 五、公会(号給 給料月額 給 三、黑 111,000 二、蓋 (01,11 10、公吾 10、11年0 九、八五〇 九、至() 九、三五〇 八四四円 八, 盐() へ、奈 表 号給 翌 [A] 鼍 給料月額 110,000 14,100 九二00 八、五00 1六、四00 三五、八〇〇 三九四 14、八00 0011,#1 100次00 图~000 111、11100 号給 晝 兲 五 四四 垩 給料月額 三、200 元 500 六、四00 117,1100 **芸、100** 强"100 11週~1100 111171100 三二、三〇〇 二次00 さ、 で、 で、 の 円 高、

<br 号給 奕 給料月額 咒、至00 型、八00 學、100 間、八00 图37、1100 四、六00 到0.100 **弐、200** 是,100 莹、九00 量 100円 OCH BIL 号給 즈 芤 4 当 6 七六 占 給料月額 高、400 要、500 **三**100円 完,000 次へ、700 公、300 **严、** 500 **型、九00** COM 000 **蔷、公00**

Į

 22

-	-				-	- / 3	20	-	尼唯	<u> </u>	,हिंगे,	겨 .	`	炽	公	拟	(<i>'5</i> 77).	ノ労の	
1	中	Ξ	豆	1761	=	Ξ		=		Π.	14-4	- 17	1 =			給		号	
				1251	_=_				76	<i></i>			-			給で料受	内の の の の の の の の の の の の の の	切の改 お適正	附則別表
	五,至00	# = 0	±~1100	五、0至0	四、九00	0年7、四	四、 公	四、五〇〇	图 、到00			四 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		10000000000000000000000000000000000000	†	\	お期行 い間の	後よ條 こり例	
	六、四00	7,100	* , 000	五、八至〇	三04、年 三04、年	五、五五〇	第、图00	# HOO	¥,1:00	3 00	五 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	四,700		四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四			月新 給 額料		給
	园	를	=	<u>=</u>	픙	元	큿	===	吴		<u>_</u> =	= =	-	1. 7	-	級		号	料
								ν.								料受月け	内際の のま條 日で例	替適正 日用前	Ø .
	九、六〇	九二五〇一	八九00	小台0	八、등00	八、0至0	せ、 八 00	北至)Oil , 4	100	へ、 た つ こ つ	大さ		五 五	£ .	V	にの施 お期行 い間の	後よ條	新
	九、六00 11、五五0 五						0九二五	л.	<u> </u>				1		ر د د	10	月新給	-	日汝
	五三五	1、100 表	0、六五0四九	0、	九、八五〇 四七	九、五五〇四六	五五五五	、	八六五〇 四三	<u> </u>	で、一芸の一回の	表記		503 景景	5_	給	額料		照
									-						•	給料け	内祭の のま係 日で例	切の改 替 通 日 用 前	表
	中、 00 111、 100 六八	天、 さ の	× 000	五、五00 10、000 六五	₹, 000	國、第00	图*000	00F.E	11,000			1000000	1 t = 0	107	ار ار ار	V	にの施 お期行 い間の	後よ條こり例	
	111 TEOC	六、20011、六00元	★、000 □0、八00 六六	10000	天, 500	え、悪の芸	14、八00六三	19,100	六、四00	五八〇〇	五 200	12 000 12 000			11.000		月新 給額料		
	党	之	交	至.	益	空	至	二	Ö	7u	五 元 七	大王	i h	i豊≛	<u>.</u>	給			·
	00年1年100日1	三0、三00回1、八00	11元、1100回0、1100	ニス、二00三八、八00八三	14、100年1、100八1	1六、100 三五、九00 八0	二五、二〇〇三回、五〇〇 七九	三四、四〇〇三三、二〇〇 七八	二三、100三二、九00	三、八〇〇	11. 100 100 100	三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	17.000 17.000	元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	1 1 2000	料月額い	内の日におい の保例施行の	替目以後とり後の條例	
		型、 700	00 NOO	三、200	00年、中	莹 、 200	00H,59	100	二、九0	宣	元元 四〇	#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\					月新 給 額料		
				仝	二	승	七九	式	뱌	去	五四	발크	1-1	183	î.	給	an Why an	号	
			****	至0,000	四八、五00	四中、000	四年、第00	图3、000	四二、五〇〇	21 1 100	元、九00 元、九00	三七 、 三〇〇	ことのことのことのことのことのことのことのことのことのことのことのことのことのこ	三三	## \#OO	料月額い	内の日におい の條例施行の が	替用以後とり	
				充、0 00	交べる 00	(100年)	<u>さ</u> てな00	30. 至00	兲、 700	至,100	芸、九〇〇	五, 100	1年700	関照 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	祖 司、 ()))		月新 給 類料		

昭和27年12月26日。金曜日 鳥取県公報(号外)第56号 8 11 10 9 昭和二十六年度における年末手当の支給に関する條例 る。 二月十五日」と読み替えるものとする。 員」と「その支給日」又は「支給日」とあるのは「十 の適用については、同條中「十二月十五日」とあるは S 務の級、号給及び給料月額は、改正前の條例及びこれ 正前の條例の適用により職員が属し又は受けていた職 あるのは「この條例施行の日から二十日以内に支給す の適用については、同條中「その日に支給する。」と 職する職員」とあるのは「十二月十五日に在職する職 に基く規程に従つて定められたものでなければならな 「この條例施行の日から二十日以内」と「その日に在 (昭和二十六年十二月鳥取県條例第六十二号) 昭和二十七年度における改正後の條例第十六條の四 附則第三項及び第四項の規定の適用については、 昭和二十七年度における改正後の條例第十六條の五 次に掲げる條例は、 」と読み替えるものとする。 廃止する。 改 昭和二十七年度における臨時手当の支給に関する條例 (昭和二十七年七月鳥取県條例第三十号)

長及び副讓長に選任された月から任期満了、

議会の議員の給与は、任期の開始した月又は議

除名又は死亡の月まで支給する。但し、

議会の議

辞職、

(給与の支給)

第七條

前條に定めるものの外、

特別職の職員等の

給与

知事が別に定め

る。

の職員の給与の支給に関しては、

立会人、開票立会人、 する構成員、選挙長、

選挙立会人及びその他の特

別職 投票

投票管理者、

開票管理者、

(実施規定)

との

條例の実施に関し必要な事項は、

知事が別

に定める。

の支給に関しては、

一般職の職員の例による。

·別職の職員等の給与に関する條例をここに公布する。 昭和二十七年十二月二十六日

24

鳥取県知事 四 尾 愛

治

鳥取県條例第五十七号

特別職の職員等の給与に関する條例

この條例の目的及び適用範囲)

第 (給与及びその額) る給与について定めることを目的とする。 職の職員(以下「特別職の職員等」という。 この條例は、 別表に掲げる者及びその他の特別 \smile の受け

2 第二條 とする。 議会の議員の受け 議会の議員の受ける給与は、 る報酬の額は、 報酬及び期末手当 別表に掲げるとこ

第三條 する。 一般職の職員の例により一定の割合を乘じて得た額と 知事、 知事、 出納長、 常勤の監査委員、 常勤

ろによる。 議会の議員の受ける期末手当の額は、 報酬の月額に

> 当とする。 う。)の受ける給与は、 の人事委員会の委員及び教育長(以下 給料、 勤務地手当及び期末手 「知事等」 とい

 $\mathbf{2}$ 知事等の受ける給料の額は、 別表に掲げるところに

3 よる。 知事等の受ける勤務地手当の額は、 給料の月額に一

般職の職員の例

により

一定の割合を乗じて得た額とす

当の月額の合計額に一般職の職員の例により 知事等の受ける期末手当の額は、 給料及び勤務 一定の割 地手

第四條 合を乘じて得た額とする。 前二條及び第二項に掲げる者以外の者の受ける

給与及びその額は、 その他の特別職の職員の受ける給与は、 別表に掲げるところによる 報酬(その

 $\mathbf{2}$

額は、 他の名称で、これに類する給与を含む。)とし、 前項の者との権衡を考慮し、 予算の範囲内で知 その

第五條 別に定める。 副出納長の受ける給与は、 一般職の職員の例 K

一日から適用する。

2 次に掲げる條例は、 廃止する。

県会議員等給与條例 (昭和二十二年六月鳥取県條例第

知事、 例第十九号) 副知事等給与條例 (昭和二十二年六月鳥取県條

ラ公安委員給与條例 (昭和二十三年二月鳥取県條例第六

の給与を重複して受けることはできない。

は

いかなる場合でも議長、

副議長及び議員とし

て

牧用委員会の委員、

附属機関の委員その他とれに類

P 教育長給与條例 (昭和二十三年十一月鳥取県條例第七

教育委員給与條例 (昭和二十三年十 一月鳥取県條例第

ト島取県建設業審議会委員等の給与條例 七十六号) (昭和二十四

十月鳥取県條例第六十七号)

鳥取県建築士審議会委員並びに鳥取県建築士選考委員 会委員等給与條例 (昭和二十五年十二月鳥取県條例第

鳥取県地方労仂委員会の委員の手当に関する條例 留 五十六号)

公布の H カゝ ら施行し、 昭和二十七年十

1

との條例

は、

附

則

占

27 в	召和2	7年1	2月26	日会	定曜日] 鳥	取	果	公	報	(号夕	卜)貧	售 56 -	号
	選	開	投	開	投	選	附属類機	專	公安	內水石	海区	F	文 月 F	
	挙	票	票	票	票		する毒	門	委	面漁場	漁業調	5	SVET AN	
	立	立	立	管	管	挙	成員その		員会	管理委員	整委員会	0.	り奏員	
	会	会	会	理	理		他これ	委	の委	会の	Ø)	委	会	員その他
	人	人	人	者	者	長	X1	員	員 	委員	委員	員	長	他の委
-	" .	"	"	"	"	"	"	"	"	".	"	"	"	"
	"	"	つーき日	"	"	に一つ選	つーき日	"	//	"	月額	"	つーき日	"
			に ・			き挙			=	-,	-;		K	四
	三五〇円	一五〇円	五〇円		四00円	五五〇円	三〇〇八円	三〇〇日	ECOO	1000E	000E	三00日	五〇〇四	000H
除く外、当月の旅行日数が十日日額旅費を支給する。但し、特	き、議会の議員には千五百円、教育委員会の委員に	ため県内を旅行するときは、その日数に応じ一日に 第三位 調名の語画力で発育者ようの表面は関係	第三条 議会の義司及ば汝育委員第三條を次のように改める。	める。	第一條中「及び滯在費」を「通信費及び滯在費」に改	する。	十一月鳥取県條例第四十一号)の一部を次のように	特別職の職員等の旅	部と攻下する条列・東另職の職員等の加費等に長ずる他長の一	年月成り成計等)で見等に同じるを別。 展野県條例第五十八号	鳥取	昭和二十七年十二月二十六日	條例をここに公布する。	特別職の職員等の旅費等に関する條例の一部を改正する

 昭	和27	年12	月26日	3 金	曜日	.鳥	取	県	公	報 (号外])第	56 -	를 :	26
	議会の議員		職	別表の第プ傾当路	、 乗りば 第八條及び第	県條例第五十九号)	4 鳥取県結核診本	第九條乃至第十一條	九條乃至第十	例第五十四	3 鲁权杲建築基準例(昭和二十六年	鳥取県牧用委員会	二十六年三月鳥取	1 精神衛生鑑定医の	和二十六年三月鳥
議員』	副議長 "	議長 報酬	名名をおり	· ·	次のように改	この一部を次の	· 查協議会條例(昭	削除	條を次のように	一部を次のよう	-条列(召和二十)-十二月鳥取県保	の委員等の	《県條例第二十二号)	報酬及び旅費等	取果條例第二十一号)
// I型、OOO	″ 一八、五〇	月額二二、〇〇〇	給与の額		める。	ように改正する。	和二十六年九月鳥		ス	に改正する。	- 丘年十二月鳥取県條5例第六十八号)	費に関する	号)	に関する條例(昭	- 一号)
○円委員	〇円地	〇円 農	<u> </u>	<u>,</u>	員		取監	委員	選	Ø	· 教育	· 除 · 教	出	和副	知
	方労仂委員会の	業委員会		を言えてい	中から選任	す識	査委 任された委	員	選挙管理委員会の	委員公選	育委員会 議会の	育	納	知知	AH
公益委員	会長	の委員	貴常勤の委	動	貴非常勤の委	常勤の委員	(の中から選	委員	委員長	の委員	された委員の中か	長	長	事	事
"	"	"	報酬	給料	報酬	給料	"	"	"	"	報酬	"	"	"	給料
"	"	"	"	"	. "	"	"	"	"	. "	"	"	"	"	"
六,	八、	四四		三四	=;	三四、	四	=,	Ξ,	- t,	四、	四四	四一、	五六、	八三、
OC O E	000円	COO再	000円	OOO円	OOO再	〇〇〇 <u>甲</u>	000F	五〇〇円	000E	000円	000円	OOC用	〇 〇 四 〇 四	OOO円	000E

印

別 行 鳥 鳥 所取者 縣 縣 鳥取鳥取 二市 市 取東 縣町

刷

•班